

開催要項

保育士処遇改善対応研修

令和6年度 eラーニングによる保育士等キャリアアップ研修 【乳児保育】【保護者支援・子育て支援】【食育・アレルギー対応】【マネジメント】

1. 目的

保育現場においてリーダー的職員の育成に関する研修である「保育士等キャリアアップ研修」を実施することにより保育士等の専門性・資質の向上を図るとともに、保育の専門職としての保育人材の育成、処遇改善につなげることを目的とします。

離島・中山間地域の保育所等の集合型研修への参加が難しいといった状況に対処し、より多くの受講対象者に研修機会を提供するため、保育士等キャリアアップ研修の4分野をeラーニングにて実施します。

2. 実施主体 島根県

3. 実施機関 社会福祉法人島根県社会福祉協議会 島根県福祉人材センター (委託先：一般社団法人保育 I C T advance)

4. 参加対象

経験年数が概ね3年以上の保育士(園長・主任保育士を除く)。※左記に該当しない方でもお申込みは可能ですが、定員に達した場合は受講を制限することがあります。

5. 研修の概要

(1) 研修実施方法

- ・パソコン等のインターネット利用した講義(動画視聴)および演習(ワーク)。受講完了後の報告書(レポート)、アンケートの提出。
- ・1分野につき15時間以上(確認問題を含む)、オンデマンド形式で受講。

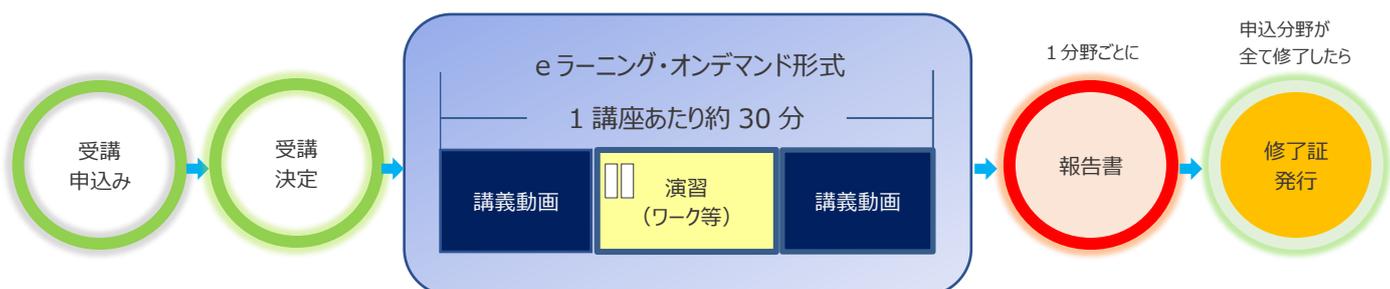
(2) 研修分野・定員・実施期間・時間数

	研修分野	実施期間	定員	申込期間
1	乳児保育	令和6年(2024)	300名	令和6年(2024) 4月1日(月)～ 4月15日(月)
2	保護者支援・子育て支援	5月15日(水)～6月28日(金)	200名	
3	食育・アレルギー対応	令和7年(2025)	200名	令和6年(2024) 10月15日(火)～ 12月6日(金)
4	マネジメント	1月14日(火)～2月28日(金)	300名	

(3) 研修内容

厚生労働省が定める「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」(平成29年4月1日付雇児保発0401第1号「保育士等キャリアアップ研修の実施について」厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)に基づき実施します。

(4) 研修受講の流れ



※1分野は15時間以上です。

6. 受講申込

パソコン等から『研修受講サポートシステム』という専用の申込フォームから、事業所登録、研修分野を選び、受講者登録をして申込みをしていただきます。

申込期間中に（島根県社会福祉協議会島根県福祉人材センターホームページ）<https://www.shimane-fjc.com/> 上記 URL にアクセスし、『研修受講サポートシステム』の案内にしたがって申し込んでください。

事業所の登録→受講分野の選択→受講者の登録→事業所へ申込確認メールが到着して申込み完了です。

※申込みできるのは、過去に同一分野の研修を修了されていない方。

※一人が申し込める分野数に上限はありません。

※同一事業所において複数名申し込むことは可能です。

※申込みは基本的に事業所を通しておこなってください。

※受講申込み締め切り後の受付はお断りする場合があります。

※休暇・休業の方は受講できません。

7. 受講決定

(1) 受講申込期間を終え、受講を決定した場合、締切後おおむね7日前後で「受講決定通知」を送付します。

決定通知がない場合は、受講ができません。定員超過等で受講をお断りする場合は郵便でご連絡いたします。

(2) 「受講決定通知」にあわせて「受講料請求書」を送付します。所定の方法により受講料のご入金をお願いいたします。

受講料：1分野 3,000円（非課税）

(3) 受講決定後の受講取り消しはご遠慮下さい。

やむを得ず受講取消をされる場合は、所定の期日までにご連絡いただいた場合のみ受講料を返金いたします。（手数料は事業所負担）

(4) eラーニングの視聴ID・パスワード等は別途委託業者から、システムへ登録いただいた事業所へ送信されます。

(5) 受講決定通知を受けた受講者の方には研修テキストを委託業者より送付いたします。

(6) eラーニング受講に必要な視聴環境等（インターネット環境や動画再生・音声出力・WEBカメラによる顔認証ができるパソコン等）は各事業所で準備してください。

(7) **基本的には集合研修同様、研修を受ける体制で、事業所にて受講をしていただきます。原則として事業所以外の自宅などからの受講は認められません。（視聴時間・視聴進捗状況は実施機関で管理します）**

(8) 研修受講にあたっては、各事業所内で受講計画等を立てて受講をお願いします。

(9) 受講者ご本人が必ず開催要項に目を通して頂くようお願いします。

8. 修了認定について

(1) 全科目の履修を修了の前提とします。

(2) 受講者が研修（約15時間）を受講し、実施機関がレポート提出・動画視聴時間等を確認した後、島根県により修了が認定された方には、後日修了証書を交付・発送します。

(3) 以下のことに該当する場合、修了証書の発行はできません。

1. 受講者以外の者が代わりに受講した場合

2. 休憩時間や休日・就業時間外に視聴した場合

3. レポートが未提出の場合

4. 全部視聴しなかった場合

9. 問い合わせ先

〒690-0011 松江市東津田町1741番地3 いきいきプラザ島根2F

社会福祉法人島根県社会福祉協議会 法人支援部研修係（島根県福祉人材センター） 担当/上谷

TEL 0852-32-5975 FAX 0852-32-5956 HP <https://www.shimane-fjc.com/>

受講者の皆様に関する個人情報、研修の受講名簿の作成、研修テキストや各種資料の送付、履修状況管理、研修終了後の履修証明書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。